



(使用権の譲渡禁止等)

第8条 乙は、契約自動車以外の自動車を駐車し、又は第三者に本件駐車場を使用させ、若しくは本件駐車場の使用権を譲渡することはできません。

(解 約)

第9条 乙は、甲に対して1ヶ月前までに甲が別に定める書面により解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

2 前項の書面による解約申し入れから第10条第2項の譲渡又は貸与までの期間が1ヶ月未満であるときは、第3条第2項の規定にかかわらず、乙は、解約申し入れの日から1ヶ月分の駐車場使用料を甲に支払わなければなりません。ただし、乙がその譲渡又は貸与をするまでの間に前項の書面による解約申し入れをしないときは、甲がその譲渡又は貸与があったことを知った日からなお1ヶ月を経過する日までの駐車場使用料相当額を甲に支払わなければなりません。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が管理費等、駐車場使用料その他の管理組合へ納入すべき費用を納入しない場合において、その支払いの催告にもかかわらず、3ヶ月以上滞納したときは、直ちに本契約を解除することができます。

2 甲は、乙が契約期間中に、乙が所有する専有部分を他に譲渡又は貸与したときは、本契約を解除するものとします。

3 乙が法令、管理規約、駐車場使用細則及び本契約の規定に違反した場合、甲は本契約を解除することができます。

(違 約 金)

第11条 乙は、第1条の契約期間前に本契約を解消しようとするときは、違約金として駐車場使用料の1ヶ月分を甲に支払わなければなりません。

(明け渡し)

第12条 本契約の終了若しくは解約又は解除した際、乙は、甲の指定する日までに本件駐車場を甲に明け渡さなければなりません。

2 前項の規定に従い乙が、本件駐車場を明け渡さない場合には、乙は、甲の指定した日の翌日から明け渡し完了に至るまで、第3条第2項に規定する駐車場使用料の倍額の損害金を支払い、かつ明け渡しの遅延により甲が被った損害を賠償しなければなりません。

(そ の 他)

第13条 甲等の実施する工事等により、甲が乙に本件駐車場の使用の一時停止を要請したとき、乙は臨時駐車場への移動等これに協力するものとします。

2 この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、駐車場使用細則及び理事会の定めによります。

この契約締結を証するため、契約書2通を作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有します。

令和 年 月 日

甲) つつじ野団地管理組合

理事長

印

乙) \_\_\_\_\_ 街区 \_\_\_\_\_ 号棟 \_\_\_\_\_ 号室

氏 名 \_\_\_\_\_

印